平成２１年（フ）第３８６号
埼玉県深谷市荒川849番地
破産者　大畑　和広
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７３２号
横浜市中区本牧和田34番１―111号
破産者　菊地　幸一
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０１８号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番13―303号
破産者　澤口　　浩（旧姓小山）
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０１９号
神奈川県綾瀬市大上３丁目１番13―303号
破産者　澤口奈美子（旧姓小山）
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１４５号
神奈川県川崎市川崎区京町２丁目24番６―112号
破産者　関　　保繁
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９号
福井市運動公園２丁目1301　社団地簡二10号室、破産開始時の住所福井市北今泉町第３号１番地22
破産者　山口　栄治
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１８４１号
京都府向日市物集女町出口39番地の１　グリーンヒル冨田302号室
破産者　奥田　昭之
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０９号
京都市右京区太秦桂ケ原町20番地の18
破産者　須藤　喜博
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０６号
京都市右京区太秦桂ケ原町20番地の18
破産者　須藤勢津子
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７１９号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目29番20―1007号
破産者　上野　洋一
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５９４号
和歌山市善明寺615番地の27　鳴滝団地Ａ31号棟―303号室
破産者　安宿　圭子
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４５号
熊本県山鹿市鹿本町来民1116番地
破産者　福田　知基
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
大分県別府市大字鶴見2056番地の１
破産者　藤岡和可奈
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２８８４号
東京都府中市白糸台３丁目34番地の18
破産者　庄司工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０４４号
東京都町田市金井８丁目19―７
破産者　茶木　重貴
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０９５号
神奈川県横浜市都筑区荏田東３丁目４―34
破産者　高橋　美浩
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３２０３号
東京都多摩市諏訪１丁目52―８―803
破産者　三宅　俊政
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０７２号
徳島県三好郡東みよし町東山字柳沢96
破産者　柳生真由美
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７５８号
埼玉県さいたま市見沼区大字東新井745―８
破産者　高田　敏治
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部